

○経済産業省令第四十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第十六条第二項、第十六条の二第一項、第三十五条の五、第三十八条の七及び第三十八条の十第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月二十七日

経済産業大臣 甘利 明

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十四号を次のように改める。

十四 削除

第十八条第八号の二中「修理する」を「修理し、又は取り外す」に改め、同号ハ中「修理」の下に「又は

取り外し」を加え、同条に次の一号を加える。

二十三 供給管若しくは集合装置又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。

第十九条第七号中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。

第四十四条第一号ラ中「修理する」を「修理し、又は取り外す」に改め、同号ラ(3)中「修理」の下に「又は取り外し」を加え、同条第二号イに次のように加える。

(14) 配管又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。

第百八条第二号中「硬質管相互を接続する作業」を「硬質管の相互を接続し」に改め、「除く。」の下に「、若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業」を加え、同条第三号中「接続する作業（）」を「接続し（）」に改め、「除く。」の下に「、又は取り外す作業」を加える。

第百十一条中「第三十八条の十」を「第三十八条の十第一項」に改め、同条第一号中「に係る工事」を削り、「除く。」の下に「若しくは硬質管の取り外し又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する工事」を加え、同条第二号中「接続に係る工事（」を「接続（」に改め、「除く。」の下に「又は取り外しに係る工事」を加える。

附 則

この省令は、平成十九年七月二十七日から施行する。